

Quality Report 2023

監査品質に関する報告書 2023

はじめに

理事長メッセージ

SDGs など社会や環境などに関する国際的な取り組みは定着しつつあり、企業の取り組みやその開示は、確実に拡充しつつあると思われまます。一方、我が国の経済実態面では、長期間にわたるデフレマインドを払拭し、デフレから脱却することが課題となっており、設備投資や人的資本投資、少子化対策などの供給力の上昇に向けての取り組みが求められています。企業においては、特に研究開発投資や人への投資などの無形資産投資への取り組みを通じて、収益性を改善し、企業の投資や賃上げ余力を高め、ひいては経済の好循環に繋げていくことが期待されています。

コロナ禍後の構造変化もみられる社会において、克服すべき社会・経済的課題は依然として大きく、そしてこのことは、監査法人にとっても決して無縁なことではありません。

2022年には、近年の経済環境の変化や公認会計士が担う役割の広がりや働き方の多様化を踏まえて公認会計法の改正が行われました。また、今後サステナビリティ情報の保証に向けて検討が行われる見込みであるなど、より一層、資本市場の信頼性の確保のための期待が高まっています。

このような中であって、上場会社監査事務所の一角を占める私たち清陽監査法人もまた、中堅監査法人としての高品質な監査サービス提供の実現に向けて取り組んでいます。

当監査法人は、所属するすべての者が、専門性を高め、社会やクライアントへの貢献という使命を強く意識し、高い倫理性のもと高度な会計サービスを提供していく、というプロフェッションの倫理を規範化し行動していくプレミアム監査法人を目標に掲げ、その実践に取り組んでいます。

私たちは、ミッドサイズの特性を活かし、クライアントとの迅速で十分なコミュニケーションを踏まえて、適切な解を求めて誠実に問題解決に取り組み、その過程を通じて築かれるクライアントとの信頼関係を基礎として、我が国の監査実務において求められる高品質な監査サービスを提供いたします。

昨今の私たちを取り巻く環境変化の中、求められる監査法人像も多様化しており、私たち中堅監査法人への期待も大きくなりつつあります。

私たちは、その期待に応えて参ります。

清陽監査法人

理事長・代表社員

中市 俊也

基本理念

清陽監査法人は 会計プロフェッションの倫理の実践を通じて、 公正な社会の実現と資本市場の発展に貢献します

行動規範

1. 高品質の監査・会計サービスを提供し、財務情報の信頼性の確保に貢献します
2. 職業的専門家として基準や法令等を遵守するとともに、組織的な品質管理システムの構築に努めます
3. 高度な専門知識と能力、高い倫理観の保持を追求します
4. クライアントのニーズに応えるため、クライアントとのコミュニケーションを重視します

行動指針

- 高度な専門知識と経験、高い倫理観や人格が求められることを認識し、自己研鑽に努めます
- 倫理、独立性、情報セキュリティに関連する規則を遵守します
- ITの利用やサステナビリティ開示などへの対応に取り組みます
- 監査上の課題は、クライアントとの適切なコミュニケーションに基づいて判断します
- 個々の人格を尊重し、互いの人間的成長を目指します
- ハラスメントの無い明るい事務所風土を築きます

グローバルネットワークの理念

清陽監査法人は、Baker Tilly International に加盟する独立したメンバーファームです。

Baker Tilly International は、英国ロンドンに本部を置く国際的会計事務所のネットワークです。現在、アジア地区の20の国・地域を含んだ世界145の国・地域に703の事務所を有し、約41,000人もの人材を擁する世界第9位(2022年)の会計事務所ネットワークです。

Baker Tilly International は、幅広い業種及びビジネスに精通した各国の会計、税務及びコンサルティングなどの専門家(会計事務所、税理士事務所、コンサルティング会社など)により構成されていて、各国メンバーファームの相互協力を通じて、多様化したニ

ズに対し、常に高品質のサービスを提供しています。



社会的使命

1. 取り巻く環境

政治・経済の国際化、加速度を増す目覚ましい AI の進歩は、社会やその中で活動する私たち個人や企業のあり方に、大きな変容をもたらしつつあります。

時に批判的な見方もされる金融資本主義ではありますが、それは依然として、私たちの社会を支える基本的な制度であり、企業や個人が経済的な合理性を追求する際の基礎となっていると捉えることができるでしょう。

そして、その機能を保証するために正しい会計報告が求められています。

また、サステナビリティ情報の開示について、関心が高まっており、気候変動対応や人的資本・多様性について有価証券報告書への開示が求められるようになってきています。

2. 担うべき使命

公認会計士の使命は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務諸表その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することにあります（公認会計士法第一条）。

この使命は、個人事務所、監査法人を問わず、また、大規模な監査法人か小規模な監査法人かを問わず、監査に携わるすべての者が当然に担うべきものであります。

3. 我々が目指すもの

当監査法人は所属する公認会計士の数が 100 人未満の中堅規模の監査法人であり、大手監査法人出身者、金融機関や一般企業などでの勤務経験のある者も多数所属しています。

監査業務は監査法人の規模にかかわらず、通常、数人から 10 数人のチームで実施されますが、個々のメンバーの監査の力こそが重要であると考えています。

私たちは中堅規模であること、多様な人材を有することの強みを生かした監査に取り組んでまいります。

また、中堅規模の監査法人として、持続的な信頼性あるサービスを提供していくために、人材への教育啓発を通じて、より一層高度な品質を追求することが必要と考えています。



法人のガバナンス体制

監査への信頼性を確保し向上させていくためには、健全な組織運営とともにその透明化への取り組みが必要であります。

当監査法人は社会的使命を深く認識し、その実現

のための一環としてガバナンス・コードを採用し、企業やステークホルダーの皆様に対し、信頼性の確保に向けて取り組みます。

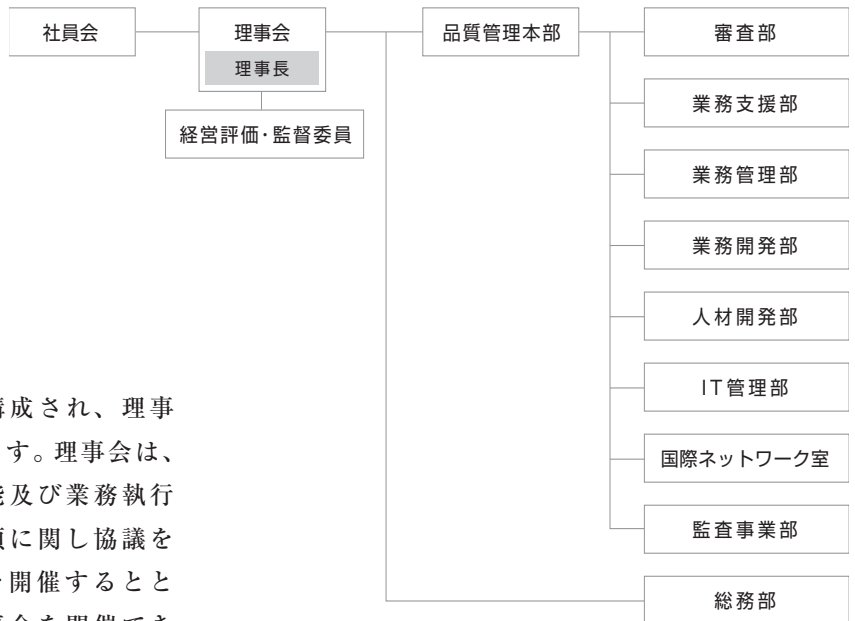
当監査法人は、経営の重要事項を決定する社員会及び経営の意思決定を行う理事会を設置しています。

■ 社員会

全社員で構成され、法令・定款に定められた事項のほか、重要な業務に関する事項、すなわち、①経営方針の決定、②理事の選出、③重要規程の制定及び変更を決議するため、原則として年1回開催します。また必要に応じて理事長が招集した場合にも開催します。

■ 理事会

社員の中から選出された理事により構成され、理事の中から理事長、副理事長を選任しています。理事会は、具体的な法人運営に関する意思決定機能及び業務執行機能を担う機関であり、経営の重要事項に関し協議を行います。定期的（月1回）に理事会を開催するとともに、機動的に運営できるよう随時理事会を開催できる体制となっています。



清陽監査法人 組織図 2023年8月

経営の監督・評価

当監査法人は、法人全体の組織運営の実効性を独立した立場から監督・評価する経営評価・監督委員制度を設けています。

経営評価・監督委員には、慶応義塾大学名誉教授の黒川行治氏を選任しています。黒川行治氏は、これまで日本ディスクロージャー研究会会長、金融庁企業会計審議会委員等を歴任し、現在、財務省財政制度等審議会財政制度分科会臨時委員、法制・公

会計部会長代理、(一財)産業経理協会会長、及び(公財)医療研修推進財団監事等を兼任しています。

経営評価・監督委員は理事会へ出席し、理事長及び担当理事とのコミュニケーション等を通じて、公益性の観点から法人全体の組織運営に関し、独立した立場からその実効性を監督・評価していただいています。なお、総務部が、経営評価・監督委員の業務補助を担っています。

ガバナンス体制

■ 理事

理事長

中市 俊也

2012年 清陽監査法人 代表社員就任
2012年 清陽監査法人 品質管理委員長
(現 品質管理本部長)就任
2022年 清陽監査法人 理事長就任(現職)
日本公認会計士協会 監査・規律審査会委員

副理事長(品質管理本部長)

石倉 郁男

2016年 清陽監査法人 社員就任
2019年 清陽監査法人 代表社員就任
2022年 清陽監査法人 副理事長就任(現職)
品質管理本部長就任(現職)

副理事長(業務開発担当)

尾関 高德

2012年 清陽監査法人 代表社員就任
2018年 清陽監査法人 副理事長就任(現職)
日本公認会計士協会 中小事務所基盤強化専門委員会専門委員

理事(業務支援担当)

中村 匡利

2016年 清陽監査法人 代表社員就任
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会起草委員

理事(審査担当)

鈴木 智喜

2012年 清陽監査法人 代表社員就任

理事(人材開発担当)

石尾 仁

2016年 清陽監査法人 社員就任
2019年 清陽監査法人 代表社員就任
日本公認会計士協会 品質管理委員会審査部会審査員

理事(業務管理担当)

乙藤 貴弘

2012年 清陽監査法人 社員就任

■ その他日本公認会計士協会活動社員

三橋 留里子

日本公認会計士協会 担当
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会起草委員

森 亮太

日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会起草委員

守安 茂弘

日本公認会計士協会 中小事務所等施策調査会会計専門委員会専門委員



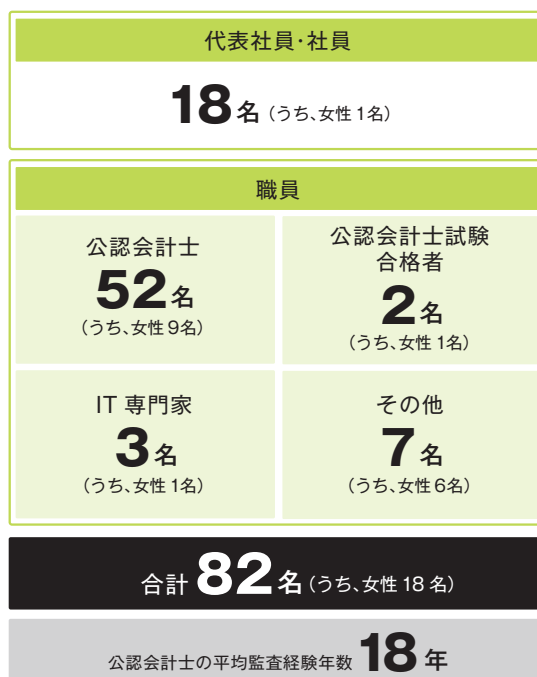
監査品質の向上に向けた組織体制

1. 品質管理体制

当監査法人は監査業務の品質管理に関する法人としての基本方針とこれに関する規程等を整備し、運用しています。当該基本方針及び規程等は、我が国の法令、基準、日本公認会計士協会自主ルール等に準拠しています。品質管理に関する諸制度を整備・運用する責任は、最高責任者である理事長の下、品質管理担当理事が担っていますが、重要な事項については、理事会で決定しています。

また、品質管理業務を遂行するために、品質管理本部をはじめとした各部署を設置しています。一方、監査の現場では監査チームを構成する個々の会計士の力量、不正を見抜く力が重要となります。その監査力を維持しさらに向上させるための風土醸成の重要性を認識し、取り組んでいます。

当監査法人の人員の状況については、右記のとおりです。



2. 独立性と職業倫理

当監査法人は、プロフェッショナルとしての独立性と倫理観を保持するために、厳正かつ公正不偏の態度を常に保持することを監査法人及び所属する社員・職員に対して求めており、「独立性のルール」として規程を設けています。また、「独立性のルール」以外にも日本公認会計士協会の倫理規則等に基づき、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動のそれぞれについても職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、その周知徹底を図っています。

当該ルールに基づき、全ての社員及び職員に、わが国の関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則を遵守していることを確認するための「独立性のチェックリスト」により、定期的に確認しています。また、監査契約の受嘱に

あたり監査法人の独立性をチェックするとともに、全ての社員及び職員全員に対して独立性を阻害させる状況や関係の有無を確認することにより、被監査会社からの独立性を確認しています。

また、当監査法人は、Baker Tilly International のメンバーファームであり、Baker Tilly International が定める独立性の指針に則った手続を経て、Baker Tilly International の他のメンバーファームが清陽監査法人の被監査会社から独立性を保持していることを確認し、また清陽監査法人及びその構成員が Baker Tilly International の他のメンバーファームの被監査会社から独立性を保持していることを確認しています。

| | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| 独立性に関するチェックリスト等の回答率 | 100% | 100% | 100% |
| 識別された違反件数 | 0件 | 0件 | 0件 |
| インサイダーに関する誓約書等の回答率 | 100% | 100% | 100% |
| 識別された違反件数 | 0件 | 0件 | 0件 |

また、インサイダー取引に関して業務管理規程及びインサイダー取引防止規程を定めており、全ての社員及び職員がインサイダー取引を行っていないことを確認しています。全ての社員及び職員がインサイダー取引を行っていないことを確認するために、定期的に調査を実施し、誓約書を入手しています。

また、金融商品取引法その他の関係法令の定めを遵守し、当監査法人の関与先の重要事実等の適切な管理と内部者取引の未然防止に努めなければならない旨を定め、インサイダー取引を行うことを禁じています。さらに実効性を高めるために、インサイダー取引の防止するための研修を実施しています。

3. 監査チームの編成、業務執行社員のローテーション等

監査チームの編成に際し、監査責任者については、その能力及び経験等に加え、監査に十分な時間を確保できるかどうかを考慮の上、理事会の承認をもって選任しています。

また、チーム編成については、各人の専門的能力、クライアントの属する業界の監査経験や知見、業務量、新たな監査の視点の導入等を総合的に勘案して決定しています。

監査業務の主要な担当社員等（業務執行責任者及び監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）のローテーションの方針及び手続については、公認会計士法等に基づき、関与期間を公認会計士法上の大会社等は7会計期間とし、公認会計士法上の大会社等以外の会社については原則

10年を超えないものとしています。また、審査担当者については、全ての監査業務について、継続的に関与する期間は7会計期間を超えないものとしています。なお、ローテーションにおけるインターバル期間は2年としています。ただし、公認会計士法上の大会社等の監査業務のインターバル期間は下記のとおりとしています。

1. 筆頭業務執行社員…………… 5年
2. その他の業務執行社員…………… 2年
3. 審査担当者…………… 3年
4. 監査補助者のうち監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者… 2年

4. 新規受嘱

監査契約の新規の締結と更新に伴うリスクを低減させるため、監査契約の締結ならびに更新にあたり、チェックリストを用いてリスク評価を行うとともに、当監査法人の定める審査基準に基づいた審査手続を

実施しています。

会社との独立性、会社の財政状態及び経営成績、経営者の意図的な財務諸表の虚偽表示の可能性を含

めた経営者の誠実性及びガバナンス構造、内部統制、資金調達、ビジネス上の課題、報酬、当監査法人の監査実施体制、過去の監査結果等を総合的に評価し、その評価結果をもとに当監査法人の規程に基づく承

認手続を経て、契約の受嘱及び更新の可否を決定しています。新規受嘱についての評価・検討業務は業務開発部が担当しています。

5. 監査業務の引継

当監査法人は、監査人の交代に際して、業務執行社員（業務執行社員就任予定者を含む。）に対して、不正リスクへの対応状況、監査の過程で識別した重要な事項について引継を行うこととし、引継の内容は議事録に記録し前任監査人と相互に確認することを求めています。また、当監査法人が前任監査人と

なる場合には、業務執行社員を中心に監査基準報告書に基づき、後任監査人の要請に基づき引継業務を実施し、その内容については、議事録として記録して相互に確認しています。後任監査人となる場合には、前項の監査契約の新規締結に係る審査における承認後、理事会の承認が行われます。

6. 監査ツール

当監査法人は、我が国の監査の基準に準拠した監査マニュアルを作成し、それに基づき監査業務を実施しています。また、他の監査法人と連携し開発し

た監査ツールを随時更新し、監査業務に活用しています。主として、業務支援部が対応しています。

7. 審査体制

すべての監査業務に関して、監査意見を表明するため、監査チームから独立した立場にあり、審査実施に必要な経験と能力を有する社員による審査の受審を求めています。

適格性が確保された審査担当者により行われますが、審査担当者については、日本公認会計士協会の定める倫理規則等で要求される独立性を保持し、必要な知識、経験、能力、職位等の監査業務の審査を行うために必要とされる適格性があることを検討したうえで選任しています。

なお、審査担当者には、すべての監査業務について継続的に関与する期間は7会計期間を限度とし、インターバル期間は公認会計士法上の大会社は3年、それ以外の会社は2年とするローテーションルールを設けています。

審査は、監査契約の新規締結、更新段階から、監

査計画の立案及び変更、意見表明の各段階において行われています。

特に重要な検討事項がある場合や業務執行社員と審査担当者との間に判断の相違が生じた場合には、合議体である特別審査会で慎重に検討されます。なお、特別審査会の構成員は、品質管理本部により必要な知識、経験、能力等を検討したうえで社員から選任し、理事会で承認しています。

これらの審査業務を適切に遂行するための機能は審査部が担っており、審査制度の適切な整備・運用に努めています。

中規模監査法人の強みを生かし、監査チームが高度な判断が伴う事案に直面した場合には、適時に解決を図ることができるように、業務執行社員と審査担当者が適時かつ円滑なコミュニケーションを取っています。

8. モニタリング

自主的な品質管理システムの監視

監査法人の品質管理のシステムに定められた監査業務の質が適切に保たれていることを確かめるため、品質管理本部により、品質管理システムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しています。

日常的監視は、定期的開催される品質管理会議において、各部署に割り当てられた品質管理活動の実施状況報告や意見交換を通じて確かめられるほか、必要に応じて随時品質管理本部が、業務執行社員、審査担当者、あるいは各

部署等に対する質問や関連書類の閲覧などの方法により実施しています。

定期的検証は毎年定期的実施しており、選定された業務について、調書のレビューや監査チームへの質問等を通

じ、監査の実施状況を確認しています。その結果、不備や改善すべき事項が発見された場合には、当該業務の担当者と協議するとともに、必要に応じて研修等を通じて法人全体にも伝達され、改善に向けての対応が行われます。

■ 外部機関によるモニタリング

■ 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会の「通常レビュー」は、定期的、計画的に実施する「定期レビュー」として実施され、監査事務所が行う監査の品質管理状況についてレビューが行われます。また、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合には、「通常レビュー」とは別に、当

該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況について「特別レビュー」が実施されます。

当監査法人は過去の品質管理レビューにおいて、重要な不備の指摘を受けていません。

■ 公認会計士・監査審査会(以下「CPAAOB」という)による検査

CPAAOBによる検査は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているか等について独立した公益的立場で審査し、必要に応じて監査事務所等への検査を実施しています。

監査業務の不備を発見した場合には文書により通知し、監査事務所等にその改善を促します。また、「監査事務所検査結果事例集」を公表することにより、監査法人等に対し一層の改善を促しています。

当監査法人は、CPAAOBによる検査を踏まえ、監査品質の向上に取り組んでいます。

検査の結果、監査事務所等の品質管理のシステムや個別

9. 通報制度

不正、粉飾及び法令違反等に関する情報を当監査法人の内外から広く収集し、適時かつ適切に問題点を把握し、改善・是正することにより監査の品質を確保するため、内部通報制度を設けるとともに、外部通報制度としてホームページ上に監査ホットラインを開設しており、Eメール、FAX又は文書による

通報を受け付けています。

通報等の内容については、理事長に直ちに報告され、対応が協議されます。また、通報によりもたらされた情報は、経営評価・監督委員にも報告され適切な対応を確保する体制となっています。

10. 情報セキュリティ

監査の実施過程等において入手した情報のセキュリティを確保することは、監査の信頼性を維持するためにも必要なことです。

当監査法人では、情報セキュリティ最高責任者及び「情報セキュリティ規程」を定め、入手した情報

の取り扱い、業務上使用する各種機器に関連する留意事項等について、研修などを通じて繰り返し遵守の必要性を伝達するとともに、定期的に遵守の状況を点検・確認しています。

11. IT の利用

インターネット及びモバイルが社会的に普及し、クライアントにおいて、ペーパーレス化やRPAの導入、さらに、適切なビジネスモデル設計のためのデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に向けた取り組みなど、ITの利活用が一層進展してきています。このような監査環境において、監査手続の実施や判断にあたり、取り扱う情報量は拡大してきており、さらに、IoTやAIの浸透に対応するため、当監査法人も業務の効率化と深度ある監査を実現するための適切なITインフラの実装とスキルの維持確

保が求められています。

当監査法人では、積極的にテクノロジーの進化を踏まえた取り組みを促進するため、電子監査調書システムなどのITインフラの導入及び維持管理を担うIT管理部を設置し、効率的にリスク・アプローチが徹底できる仕組みの構築を行っています。さらに、専門要員が、ITに関連する資格を取得することを奨励し、デジタル化に対応するための教育研修やツールの導入に向けた取り組みを行っています。

■ IT専門家（公認情報システム監査人、システム監査技術者、基本情報技術者等の資格（合格者も含む）を保有）の人数

社員 **3**名

公認会計士 **1**名

日本公認会計士
協会準会員 **1**名

その他の
専門職員 **3**名

12. 不正への対応

「監査基準」及び「監査における不正リスク対応基準」に準拠し、以下の対応を含め、品質管理の方針と手続を整備しています。

1. 監査契約の新規締結及び契約の更新時における関与先の誠実性に関する理解を含む不正リスクを考慮
2. 監査チーム内討議を踏まえた不正リスクの識別や不正リスク対応手続の立案（特に社会的影響度の高い業務については、四半期に一度チーム内討議を実施）

3. 不正事例を含む研修の実施及びCPD制度を利用したオンライン研修受講の推奨

また、常に職業的専門家としての懐疑心の保持・発揮をするように研修等を通じ、監査職員に対し、周知しています。

なお、当監査法人の監査業務において重要な不正事案は発生していません。

13. 非監査証明業務への取り組み

当監査法人は、監査業務を中心に活動することを柱にし、売上の95%以上が監査業務からの収入となっています。

非監査証明業務への取り組みについては、監査業務に支障をきたさない程度において業務を遂行しています。その受嘱にあたっては、独立性に抵触しない範囲内で実施するものであり、また、監査業務と同時に提供できない業務には該当しないことを確認しています。

なお、監査法人の一部の構成員には経営力強化や繁忙期の人手不足の解消等を理由に兼業を認めていますが、独立性の懸念に対し、監査受嘱検討時に独立性の確認を行うとともに、年に1回独立性の確認チェックリストを用いクライアントからの独立性を確認しています。また、社員の利益相反については、他法人での監査業務を禁止するとともに非監査証明業務については、原則理事会の承認がなければ禁止というルールを設けています。

人材

1. 採用方針と人材育成

監査品質の維持向上において、監査リソースとなる人材の採用と育成が、重要であると認識しています。行動指針に記載のとおり、高度な専門知識と経験、高い倫理観や人格を求め、自己研鑽し、またそれぞれの人格を尊重し、人間的成長を目指しています。

監査職員を採用する場合には、採用予定者から履歴書等を入手するとともに、理事長などによる面接を行い、当監査法人の理念への適合性を判断しています。

人材育成においては、事務所全体の倫理観の醸成、情報セキュリティ対応への認識向上、また、監査専門要員を中心とする必要知識の習得、専門家としての能力開発・向上、不正リスクへの意識向上をめざしています。日本公認会計士協会の主催する職業的専門家としての教育研修制度（2023年3月まではCPE制度、2023年4月1日より継続的専門能力開発

制度CPDに改正）においては、単位の追加（不正事例については最低年間4単位受講）や監査実務に有用と考える講座の推奨等を行っています。また、当監査法人内においても職制等に合わせて、人材育成に資するべく独自の研修を実施し、積極的に取り組んでいます。また、経験の浅い専門要員につきましても、経験年数に合わせた事務所内の年次研修実施の他、監査の現場での多様な経験機会を提供することなどを通じての能力開発を目指しています。

| 職位別の旧CPE制度による履修単位 | |
|-------------------|--------|
| CPE義務者平均 | 51.3単位 |
| 社員 | 58.4単位 |
| 職員（公認会計士に限る） | 49.1単位 |

2. 人事評価

組織的な運営においては、計画的な人材育成や人事管理・評価が重要であると認識しています。そして、そのための評価基準・給与体系を整備しています。

人事評価では、個別の監査業務の実施状況と事務所における品質管理活動など、監査品質に重点を置いています。評価結果は、面談を通じ各社員・監査職員に伝達しますが、その際には、評価結果の通知

のみではなく、それぞれ社員・監査職員の取組課題についてもコミュニケーションを行い、以後の自己研鑽については、監査品質向上を目指しています。

なお、人事評価の結果を踏まえ、適切に給与を決定しています。

ステークホルダーとの意見交換

中規模監査法人として社員及び監査職員の人数が限られており、大規模監査法人と比べ、ガバナンスが有効に機能する機会が多く、現時点において、資本市場の参加者等との意見交換は行っていません。また、こうした場を設ける予定は現在のところありませんが、必要に応じて、監査品質の向上への取り組みについての説明や監査法人への期待をテーマと

した投資家等との意見交換会を実施していきたいと考えています。

また、クライアントに対しては、業務執行社員が中心となり、対話を通じ意見を聴取し、必要に応じて、得られた意見を法人運営にフィードバックし、法人運営の改善に役立っています。



その他の取り組み

1. 協会活動への貢献

日本公認会計士協会（本部・各地域会）での活動に積極的に取り組んでいます。

当監査法人は、現在に至るまで、様々な協会役員や委員会の委員等として活動してきました。そして現在も、当監査法人のメンバーが日本公認会計士協会の役員や各種委員会の委員等として活動しています。

中堅監査法人として協会活動への参加は、協会の運営を大手監査法人など一部の組織に任せきりにするのではなく、中小監査法人や個人会計士、また大企業だけではなく中小企業などの様々な視点の提供にもなり、有益であると認識しています。

2. 国際化への対応

クライアントの海外進出にともない、監査法人としても国際化への対応が求められています。英国に本部を置く Baker Tilly International ネットワークメンバーとして相互の信頼を醸成しつつ、常に最新の情報を共有しながら、機動的、かつ円滑に国際的なサービスを提供できるよう心掛けています。Baker Tilly International へ加盟することにより、国際的な会計・監査に関する最新の情報を入手することが可能となり、監査品質の確保に資しています。なお、各国のメンバーファームと相互にクライアントの海外子会社の監査業務を依頼することにより業務を拡大

していますが、新規の受嘱に際しては Baker Tilly International メンバーファーム以外からの依頼と同様に受嘱に関するリスク評価を実施し、当監査法人としてのリスク管理を実施しています。

また、個別業務としては、連結決算において求められる海外子会社の監査人等とのコミュニケーションのために必要なツールを整備するとともに、随時、リモート会議や現地へ赴く事により当該監査人と直接意見交換を行うなど、適切な対応に取り組んでいます。

3. ISQM (国際品質マネジメント基準) への対応

2022年6月16日付けで、品質管理基準委員会報告書「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の改正並びに品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」の公表がされました。

国際的な潮流の中で我が国においても監査事務所の品質管理システムにおける厳格性の向上が求められることとなり、監査事務所におけるリーダーシップによる積極的な品質管理マネジメントを強調し、かつ、基準の適用の柔軟性を確保するために、品質マネジメント・アプローチが採用されました。また、

高品質の業務を一貫して実施することにより、公共の利益に貢献するという監査事務所の役割を認識し、強調する文化を通じて、品質へのコミットメントを示すとともに、監査事務所の状況や実施する内容に応じて、適合した品質マネジメント・システムを整備・運用することとなりました。

当監査法人では、2024年7月1日以降開始する事業年度又は会計期間に係る監査への適用に向け、プロジェクトチームを組成し、品質管理システムの構築に取り組んでいます。

「経営評価・監督委員」の活動を振り返って

－ 2022年4月から2023年6月まで－

2023年7月1日

慶應義塾大学名誉教授
(一財) 産業経理協会会長
(公財) 医療研修推進財団監事

黒川行治

2022年4月から2023年6月までの経営評価・監督委員としての活動を振り返って、清陽監査法人の経営意思決定状況について、意見を述べさせていただきます。なお、経営評価・監督委員の任期は、8月に開催される社員総会の日から2年間であり、私は、2021年8月19日に開催された社員総会において、2023年8月開催予定の社員総会まで同職にあります。

1. 私自身の職責・目標

経営評価・監督委員に期待される職務は、監査法人の経営（理事長及び理事の意思決定行為等）を、外部の第三者の立場でモニタリングし、監査法人の

経営が健全であることを保持するとともに、有識者として監査法人の経営がより健全になるようにアドバイスをすることです。

2. 理事会等への出席状況

理事会は原則として毎月第1木曜日に開催されています。私は、2022年4月から2023年6月までに開催された臨時を含む18回の理事会すべてに出席し、またメールによる理事会決定事項の持ち回り決議を確認いたしました。理事会の形式は、対面とリ

モートによる会議であり、リモート会議においても、対面と同様の資料をオンラインで閲覧しています。また、新規受嘱案件などの臨時理事会審議事項がある場合には、随時、その詳細についてメールその他で説明を受け、確認をしています。

3. 理事会を通じて得た知見

理事会を通じて感得した主な知見を列挙します。

- ・2022年8月から、社員による選挙で選出された理事及び理事の互選による理事長などから構成される新しい理事会体制となりました。
- ・これまでと同様、理事会では、「業務管理態勢」、「品質管理態勢」、「個別監査業務」の一層の改善のた

めの諸方策を遂行しています。とくに、各種業務遂行組織と職務内容が改組され、担当責任者等の新任、交替も行なわれました。

- ・理事会には必要な情報が適時に提供され、会計監査の品質向上に向けた意見交換が活発に行われ、理事会における各理事の意思疎通は極めて良好であると言えます。

・新規受嘱案件及び継続受嘱案件の審議では、監査上のリスク等に関する率直かつ深度ある意見交換がなされ、外部の第三者である私にも理事と同様の情報が提供されています。とくに、新規受嘱案件では、当該企業のガバナンス構造の課題の一つとして、経営陣の経営倫理・道徳観についても検討しています。経営陣の自然人としての倫理観・道徳観の質は、企業が社会の中の一員であるという意識の源泉であり、企業の社会的責任の遂行状況を決定するからです。

・監査業務の一層の充実と監査調書の効率的作成ならびに、監査責任者による監査補助者の業務と調書作成進捗度管理のため、監査調書のIT化を進めています。

・情報セキュリティの強化、犯罪収益移転防止法への対応、ならびに、産業医（嘱託）による健康チェック等、法人組織の管理ならびに厚生の実施、コロナ禍におけるリモート業務対応の安全・信頼性の確保を図っています。

・職員数増加への対応と職場環境の一層の充実のため、監査法人本部事務所の賃借スペースを大幅に拡充し、改装設備も3月までに完成しました。空調に

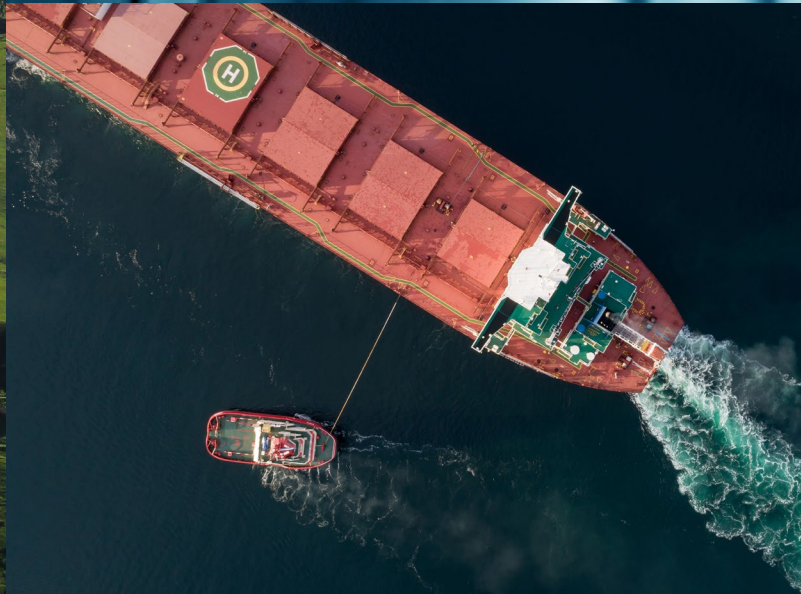
配慮した小会議室が増え、ポストコロナを見据え、監査チームの対面会議による意思疎通の効果が期待されます。

・「プレミアム監査法人」に向けての取り組みの一環での研修状況の確認の厳格化、正規職員雇用のためのリクルート活動を継続して行なっています。

・SDGsへの関心が高く、本年4月には、「トルコ・シリア地震被害に対する寄付」を行うなど、慈善活動にも注力しています。良質な法人業務遂行へのさらなる投資を勘案しながら、今後も継続していただきたいと思えます。

・今後の課題として、引き続き非常勤職員の一層の活用のため、モチベーションの維持及び当監査法人との関係性の強化について検討をお願いしたいと思います。女性常勤職員の割合が少しずつ増加していますが、社員18人のうち女性は1人、選挙とはいえ理事7人がすべて男性であることは問題であり、女性が活躍できる環境整備に留意され、基幹となる人材の充実と多様化が進展することを望みます。

以上



法人概要

清陽監査法人は、ミッドサイズファームとして東京都港区新橋をベースに活動しています。
監査業務を中心に、その他証明業務、株式上場支援業務などを提供しています。

特色

所属するメンバーのほとんどが監査業務に精通した公認会計士であるのみならず、株式上場支援業務、税務実務等の豊富な経験を有し、質の高いサービスの提供を目指しています。

また、監査責任者は監査現場に立会うように心掛け、会社からの質問等に即応できる体制をとっています。

さらに、一定水準の監査品質を維持するために各種部署を設置し、会計監査に対する社会的責任を果たすとともに、効率的な監査が実施できるよう努めています。

法人概要

名称 清陽監査法人
事務所 東京都港区西新橋 1 丁目 22 番 10 号
西新橋アネックスビル 2 階

代表社員 …………… 12 名
社員 …………… 6 名
公認会計士 …………… 52 名
公認会計士試験合格者 …………… 2 名
その他 (USCPA、IT 専門家含む) …………… 10 名
合計 …………… 82 名

(2023 年 8 月末現在)

監査クライアント数

金融商品取引法
会社法監査対象会社 **16** 社

会社法監査対象会社 **25** 社

その他監査対象会社等 **40** 法人

主な監査クライアント

■ 東証プライム

あすか製薬ホールディングス(株)
新光商事(株)
(株)朝日工業社
菱洋エレクトロ(株)

■ 東証スタンダード

(株)バシフィックネット
(株)丸運
天昇電気工業(株)
MTジェネックス(株)
(株)タカチホ
リリカラ(株)
大東港運(株)
(株)構造計画研究所

■ 金融商品取引法監査対象会社(非上場)

森ビル(株)
森ビルゴルフリゾート(株)
鈴江コーポレーション(株)
財形住宅金融

監査品質に関する報告書 2023

QUALITY REPORT 2023

清陽監査法人

Seiyo Audit Corporation